



# 鳥取県公報

平成 19 年 1 月 30 日 (火)  
号外第 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則  
の一部を改正する規則（４）（水・大気環境課）・・・・・・・・・・ 3
- 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則（５）（経済政策課）・・・ 6

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

労働安全衛生法施行令、石綿障害予防規則等の一部が改正され、その重量に対して0.1パーセントを超え1パーセント以下の石綿を含有する保温材等が規制の対象となったこと及び作業記録等の保存期間が40年間に延長されたことにかんがみ、本県の石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する取扱いについても同様とする。

## 2 規則の概要

- (1) 解体等の作業を行う際に県への届出が必要な石綿成形板等の石綿の含有率をその重量に対して0.1パーセントを超えるもの（現行 1パーセントを超えるもの）とする。
- (2) 事業者又は所有者等が行う石綿の粉じんの飛散状況等の調査結果の記録簿の保存期間を40年間（現行30年間）とする。
- (3) 二以上の作業が同一の工場又は事業場において行われる場合についても、一の届出書によることができることとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成19年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

独立行政法人中小企業基盤整備機構の設立並びに関係法令の新設及び廃止に伴い、貸付けの対象となる事業の見直しを行う。

## 2 規則の概要

- (1) 中小企業高度化資金等の貸付けの対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 経営革新計画承認グループ事業
  - イ 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業
  - ウ 下請振興事業計画承認グループ事業
  - エ 総合効率化計画認定グループ事業
  - オ 施設集約化事業
  - カ 連鎖化事業
  - キ 共同施設事業
  - ク 経営改革事業
  - ケ 設備リース事業
  - コ 企業合同事業
  - サ 集団化事業
  - シ 集積区域整備事業
  - ス 地域産業創造基盤整備事業
  - セ 商店街整備等支援事業
  - ソ 地域産業創造基盤整備活性化事業
  - タ 商店街整備等活性化支援事業
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第4号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（石綿含有材料等）</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める石綿を含有する保温材等は、次の各号に掲げるもののうち石綿の含有量が重量の<u>0.1パーセント</u>を超えるものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（事業者が行う調査等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第4条第1項の事業者（以下「事業者」という。）は、調査の結果として、調査者、調査の年月日及び時間、調査時の天候並びに調査の箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を<u>40年間</u>保存するものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（建築物の所有者等が行う調査等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第5条第1項の所有者等（以下「所有者等」という。）は、調査の結果として、調査者並びに調査の年月日、時間、箇所及び方法を明らかにして記</p>	<p>（石綿含有材料等）</p> <p>第3条 条例第2条第2号の規則で定める石綿を含有する保温材等は、次の各号に掲げるもののうち石綿の含有量が重量の<u>1パーセント</u>を超えるものとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（事業者が行う調査等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第4条第1項の事業者（以下「事業者」という。）は、調査の結果として、調査者、調査の年月日及び時間、調査時の天候並びに調査の箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を<u>30年間</u>保存するものとする。</p> <p>4及び5 略</p> <p>（建築物の所有者等が行う調査等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第5条第1項の所有者等（以下「所有者等」という。）は、調査の結果として、調査者並びに調査の年月日、時間、箇所及び方法を明らかにして記</p>

録簿等に記録し、当該記録簿等を40年間保存するものとする。

4及び5 略

(二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出)

第10条 二以上の作業について条例の規定による届出をする者は、当該二以上の作業が同一の建築物等について行われる場合又は当該二以上の作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によることができる。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職氏名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略			
石綿含有材料等の種類		※審査結果	
	石綿成形板 石綿セメント管		
略			
略			

注 略

別紙

石綿粉じん排出等作業の方法

石綿粉じん排出等作業の

録簿等に記録し、当該記録簿等を30年間保存するものとする。

4及び5 略

(二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出)

第10条 二以上の作業について条例の規定による届出をする者は、当該二以上の作業が同一の建築物等について行われる場合に限り、一の届出書によることができる。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職氏名 様

郵便番号

住所

届出者 氏名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

略			
石綿含有材料等の種類	吹付け石綿 保温材、断熱材又は耐火被覆材	※審査結果	
	石綿成形板 石綿セメント管		
略			
略			

注 略

別紙

石綿粉じん排出等作業の方法

石綿粉じん排出等作業の

<table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"> <tr> <td style="width: 30%;">箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 1 略</p> <p>2 使用する資材及びその種類の欄には、<u>湿潤剤等</u>石綿粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。</p> <p>3 石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、条例第2条第4号に規定する飛散等防止基準において定められた措置と同等以上の効果を有する措置をとる場合においては、その措置の内容を記載すること。</p> <p>4 略</p> <p>添付書類 <u>建築物等をシート等で覆った状況を示す見取図</u> (主要寸法を記入すること。)</p>	箇所		略		<table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"> <tr> <td style="width: 30%;">箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集じん</td> <td>種類、型式及び設置数</td> </tr> <tr> <td>排気装置</td> <td>排気能力(m<sup>3</sup>/秒) (m<sup>3</sup>/秒)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用する高性能エアフイルタの種類及びその集じん効率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>注 1 略</p> <p>2 使用する資材及びその種類の欄には、<u>湿潤剤、固化剤等の薬液、隔離用のシート、接着テープ等</u>石綿粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。</p> <p>3 石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、条例第2条第4号に規定する飛散等防止基準において定められた措置と同等以上の効果を有する措置をとる場合においては、その措置の内容、<u>散水の方法、封じ込め又は囲い込みの方法等</u>を記載すること。</p> <p>4 略</p> <p>添付書類 <u>作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図</u> (主要寸法、<u>隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>)</u>並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。)</p>	箇所		集じん	種類、型式及び設置数	排気装置	排気能力(m <sup>3</sup> /秒) (m <sup>3</sup> /秒)		使用する高性能エアフイルタの種類及びその集じん効率	略	
箇所															
略															
箇所															
集じん	種類、型式及び設置数														
排気装置	排気能力(m <sup>3</sup> /秒) (m <sup>3</sup> /秒)														
	使用する高性能エアフイルタの種類及びその集じん効率														
略															

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則第3条の規定は、平成19年4月1日以後に開始される石綿粉じん排出等作業について適用し、同日前に開始された石綿粉じん排出等作業については、なお従前の例による。

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第5号

鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「中小企業者」とは、<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「法」という。）</u>第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事業場又は事務所を有し、かつ、県税を滞納していないものをいう。</p> <p>(中小企業高度化資金等の貸付け)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 県は、予算の範囲内において、<u>独立行政法人中小企業基盤整備機構</u>（以下「機構」という。）が法第15条第1項第4号の規定に基づき資金の貸付事業を行う場合であって、当該事業が中小企業構造の高度化に寄与すると認められるときは、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第4条 前条の規定により貸し付けられる資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）ごとの貸付けの相手方及び貸付けの対象となる施設（以下「貸付対象施設」という。）並びに貸付金の額、据置期間、償還期間及び利率は、知事（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）</u>）<u>第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「中小企業者」とは、<u>中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号。以下「法」という。）</u>第2条第1項に規定する中小企業者<u>（法第21条第2項の規定により中小企業者とみなされる者を含む。）</u>で、県内に事業場又は事務所を有し、かつ、県税を滞納していないものをいう。</p> <p>(中小企業高度化資金等の貸付け)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 県は、予算の範囲内において、<u>中小企業総合事業団</u>（以下「事業団」という。）が法第21条第1項第3号又は第17号の規定に基づき資金の貸付事業を行う場合であって、当該事業が中小企業構造の高度化に寄与すると認められるときは、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとする。</p> <p>(貸付条件)</p> <p>第4条 前条の規定により貸し付けられる資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）ごとの貸付けの相手方及び貸付けの対象となる施設（以下「貸付対象施設」という。）並びに貸付金の額、据置期間、償還期間及び利率は、知事が<u>別に定めるものとする。</u></p>

第1条の規定により設置された商工労働部の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）

第6条の規定により設置された経済政策課の長（以下「経済政策課長」という。）。以下同じ。）が鳥取県中小企業高度化資金等貸付要領（以下「要領」という。）で定めるものとする。

（貸付けの申請）

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業高度化資金等貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）～（3） 略

（4） 前3号に掲げるもののほか、要領で定める書類

（貸付決定の取消し等）

第8条 知事は、前条第2項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

（1）～（5） 略

2 略

（貸付契約）

第10条 前条第2項の規定による貸付金の交付に当たっては、強制執行の認諾のある公正証書（地方公共団体及び機構にあつては、借用証書）により契約を締結するものとする。

2 略

（完了届）

第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸付対象事業完了届（様式第5号）を経済政策課長又は総合事務所長（権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 経済政策課長又は総合事務所長は、前項の規定による完了届を受理したときは、速やかに、貸付対象事業及び貸付金に係る関係書類について検査を行うものとする。

（貸付けの申請）

第6条 貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業高度化資金等貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）～（3） 略

（4） 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（貸付決定の取消し等）

第8条 知事は、前条第2項の規定による貸付けの決定の通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）が、次の各号の一に該当する場合には、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

（1）～（5） 略

2 略

（貸付契約）

第10条 前条第2項の規定による貸付金の交付に当たっては、強制執行の認諾のある公正証書（地方公共団体及び事業団にあつては、借用証書）により契約を締結するものとする。

2 略

（完了届）

第13条 借主は、貸付対象事業を完了したときは、当該完了の日から20日以内に中小企業高度化資金等貸付対象事業完了届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による完了届を受理したときは、速やかに、貸付対象事業及び貸付金に係る関係書類について検査を行うものとする。

<p>(貸付条件の変更)</p> <p>第15条 知事は、借主（<u>第3条第2項</u>の規定による貸付金については、<u>機構</u>が貸し付けた相手方を含む。）が、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、貸付条件を変更することができる。</p>	<p>(貸付条件の変更)</p> <p>第15条 知事は、借主（<u>第3条第3項</u>の規定による貸付金については、<u>事業団</u>が貸し付けた相手方を含む。）が、災害、経済事情の著しい変動その他特別の事情により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、貸付条件を変更することができる。</p>
<p>(一時償還)</p> <p>第16条 知事は、借主が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、当該借主に対し、既に交付した貸付金の全部又は一部につき、償還期日前の一部償還を請求することができる。この場合において、借主の所在が明らかでないときは、催告手続を要せずして当然に期限の利益を失うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(一時償還)</p> <p>第16条 知事は、借主が次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、当該借主に対し、既に交付した貸付金の全部又は一部につき、償還期日前の一部償還を請求することができる。この場合において、借主の所在が明らかでないときは、催告手続を要せずして当然に期限の利益を失うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(違約金)</p> <p>第17条 知事は、借主が前条第1項第3号又は第4号に該当することを理由として、同項の規定による請求を受けた金額をその支払期限までに支払わなかった場合には、延滞金額につき年10.75パーセント（借主が地方公共団体又は<u>機構</u>である場合にあつては、年8.75パーセント。次項において同じ。）の割合をもって償還期日又は支払期限の翌日から償還又は支払の日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(違約金)</p> <p>第17条 知事は、借主が前条第1項第3号又は第4号に該当することを理由として、同項の規定による請求を受けた金額をその支払期限までに支払わなかった場合には、延滞金額につき年10.75パーセント（借主が地方公共団体又は<u>事業団</u>である場合にあつては、年8.75パーセント。次項において同じ。）の割合をもって償還期日又は支払期限の翌日から償還又は支払の日までの日数により計算した違約金を徴収することができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(承認)</p> <p>第18条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(承認)</p> <p>第18条 貸付決定者等は、貸付金の償還が完了するまでの間、次の各号の<u>一に</u>該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p>
<p>(雑則)</p> <p>第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>要領</u>で定める。</p>	<p>(雑則)</p> <p>第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、<u>知事が別に</u>定める。</p>

第2条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部を次のように改正する。



別表を次のとおり改める。

別表（第3条関係）

名称	内容
1 経営革新計画承認グループ事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、経営革新のための事業であって、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）第26条第1項の基準に適合しているもの
2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	政令第2条第1項第1号イに掲げる事業のうち、異分野連携新事業分野開拓のための事業であって、省令第26条第2項の基準に適合しているもの
3 下請振興事業計画承認グループ事業	政令第2条第1項第1号ロに規定する事業であって、省令第27条の基準に適合しているもの
4 総合効率化計画認定グループ事業	政令第2条第1項第1号ハに規定する事業であって、省令第27条の2の基準に適合しているもの
5 施設集約化事業	政令第2条第1項第2号イからニまでに掲げる事業のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 省令第28条第1項第1号イ、第29条第1項第1号イ及び第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項の要件に該当する事業 (2) 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号イの要件に該当する事業 (3) 省令第31条第1項第2号の基準に適合し、かつ、同条第4項の要件に該当する事業
6 連鎖化事業	政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ロ又は第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号ロの要件に該当するもの
7 共同施設事業	政令第2条第1項第2号イ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は第29条第1項第1号ロの要件に該当するもの
8 経営改革事業	政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当する事業又は第31条第1項第3号の基準に適合している事業であって、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの（特定中小企業団体（政令第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）に買取予約付きで賃貸するものを含む。）
9 設備リース事業	政令第2条第1項第2号イに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当するものであって、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等買取予約付きで賃貸するものを除く。）

10 企業合同事業	政令第2条第1項第2号ハからホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第1項第2号から第6号まで、第31条第1項第4号から第8号まで、第32条及び第33条の要件に該当するもの
11 集団化事業	政令第2条第1項第3号に規定する事業であって、省令第34条第1項の基準に適合しているもの
12 集積区域整備事業	政令第2条第1項第4号に規定する事業であって、省令第35条第1項の基準に適合しているもの
13 地域産業創造基盤整備事業	政令第2条第2項第1号に掲げる事業のうち、省令第36条第1号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ニに規定する認定支援計画に基づいて実施するもの
14 商店街整備等支援事業	政令第2条第2項第2号に規定する事業であって、省令第37条第1号イに規定する中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第6項の認定を受けた商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画又は同号ハに規定する中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて実施するもの
15 地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社（政令第2条第2項第1号の特定会社をいう。以下同じ。）、公益法人（同号の公益法人をいう。以下同じ。）、商工会等（同号の商工会等をいう。以下同じ。）又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業
16 商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、公益法人又は商工会等が中小企業者の経営環境の変化に対応するため、又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（以下「旧規則」という。）第3条第1項の規定により貸し付けている資金のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）が成立した日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、旧規則別表5の項又は6の項に掲げる事業として貸し付けたものは、改正後の鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（以下「新規則」という。）別表7の項に掲げる事業として貸し付けたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第3条第2項の規定により貸し付けている資金のうち、機構の成立した日から施行日の前日までの間に貸し付けたものは、新規則第3条第2項の規定により貸し付けたものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行の際現に旧規則の規定により貸し付けている資金のうち、機構の成立した日の前日までに貸し付けたものは、なお従前の例による。